

[趣旨説明]

弁護士の独立性と弁護士会の指導監督

森際 康友

シンポジウム企画責任者として、この二日間の会議の開催趣旨をご説明申し上げます。

この法曹倫理国際シンポジウム、東京で開催するようになって今年が4度目になります。「共通の到達目標(コア・カリキュラム)と法科大学院教育」シンポジウムが2010年3月に関西学院大学で開催された翌日に、同じ関学で開催したシンポジウムから通算すると5周年です。この間、このシリーズの問題意識と構えとはぶれることなく一貫しております。司法制度改革の光と影を幻想も悲観もなく見つめ、法曹の職域拡大とそれへの制度的対応を状況打破の基本線としております。

改めて状況を見ても大きな変化はありません。昨年この場で述べたように、弁護士人口の増大で日本の弁護士の既存の就職先は飽和状態に達しつつあるといわれ、法科大学院定員の削減といった消極的対応が、法科大学院志望者を激減させ、司法関係の人材について、質量ともに危機的な状況が生まれつつあります。これを打開する積極的方法として弁護士の職域拡大が叫ばれていますが、遅々として進まない状況です。

しかしながら、職域拡大は時代の要請で、これ以外の方法で健全な司法が育つ見込みはないように思います。職域拡大に成功するためには、これを危機打開の方法と一面的に捉えるのではなく、司法制度改革推進の精神に立ち戻り、自分に権利があることにも無自覚で泣き寝入りしている人々に手をさしのべ、埋もれている権利を救済する活動に必然的に伴うものであることを自覚しなければなりません。職域拡大は、それ自体が目的ではなく、法曹本来の使命にとって手段である。このことを再確認して初めて正しく問題を捉えることができると思います。この信念は変わりません。

このシリーズは、もともと次のような考えから生まれました。職域拡大に成功した暁には、これまで十分に考えてこなかった職業倫理問題が起こるであろう。そのような事態に至ってから慌てることなく、「職域拡大時代の法曹倫理」をテーマに、毎年この時期に国際シンポジウムを開き、多様な職域拡大の可能性とそこで発生するであろう職業倫理問題を理論的、比較法的に研究した成果を披露し、もって広く情報提供を進め、来たるべき時代に対応していこう、と。

この観点から、昨年2013年のシンポジウムは「法曹の使命と職業倫理」と銘打ち、弁護士の職域拡大が何のためにあるのかを改めて確認するように努め、弁護士が公務員として活躍する場合の組織内弁護士の職業倫理問題について先行するカナダの現実と課題について報告を受けました。また、近頃、不祥事の度に脚光を浴びる第三者委員会。そこで重要な役割を果たす弁護士の職業倫理上の問題について、より恒久的な形で、依頼者から報酬を受けながら依頼者にとって都合

の悪いことを公表する立場にある公認会計士の倫理から学びつつ、考察しました。また、不祥事と言えば、検察官のそれに対応して検察官倫理について反省が行われてきましたが、それを法科大学院の授業にどのように反映させるべきかについて、授業計画案を含めて提案いたしました。

その前年の2012年には、日中の弁護士に、中国の弁護士人口増大の現況とそこでの弁護士倫理問題を、また、英米の事情に詳しい日本の弁護士には、新事業体ABSについて論じて頂きました。ヨーロッパ弁護士会評議会(CCBE)の倫理委員会で活躍している弁護士には、弁護士業をビジネスとみるこのような動きを受けて、ヨーロッパ大陸ではどのように対応しているのか、をご報告頂きました。このような動きがまだ現実のものとなっていないわが国については、職域拡大への対応として、企業内弁護士の現況と課題について組織内弁護士協会の会員から報告を受けました。2011年には法曹人口増大時代を迎えて久しいヨーロッパにおける弁護士倫理をめぐる基本問題を報告・考察して頂きました。このように、弁護士人口が増大し、弁護士が資格であり職業を意味しない世界になって久しい諸国の実情とそこでの倫理問題から学びつつ、わが国の現実を踏まえ、職域拡大時代の法曹倫理の課題とそれに取り組む理論の構築を続けて参りました。

今年の企画は、職域拡大に着目した本シリーズにとっては死角に入る問題を取り上げることとなりました。弁護士人口の増大に、職域拡大ではなく現状を維持することによって対応しようとする弁護士、とくに高齢者にとっては、それは大きさの変わらないパイの奪い合いと映り、中には所得の減少に伴い、かつて試されたことのない、自らの職業倫理の確かさ、強靱さが問われることとなった方もおられたようです。それはいわゆる弁護士不祥事、現在では「弁護士非行」と呼ばれる事件の頻発によって世間の耳目を集めることとなりました。事件の主人公が、質が下がったと貶められる新司法試験合格者ではなく、弁護士会の会長・副会長経験者であることが少なくなかったことが問題の深刻さを示しています。日弁連も直ちに対策を講ずるための作業部会を設け、本企画はその対策に当たった方々と連携しつつ、対策の理論的基礎を固めることを課題とする研究会(協賛者のひとつである「弁護士非行と弁護士会の指導監督」研究会)を中心に推進しました。

とりわけて困難かつ理論的には興味深い問題は、< 弁護士非行に対して弁護士会は自治組織としてどのような責任をどこまで負うのか > というものです。この問題に対して、7回にわたる研究会では、弁護士としての実践を踏まえつつ法哲学、憲法、行政法等の観点から理論的に考察しました。さらに、このシンポジウムでは、これまでに構築したネットワークを活用し、ヨーロッパの日弁連に相当する欧州弁護士会評議会(CCBE)の事務局長の推薦による報告者を得て、また、米国で懲戒と依頼者保護基金管理のいずれも経験し、この問題に精通した弁護士をお呼びし、先進的な弁護士非行対策について比較法的な考察ができることになりました。

改めてプログラムをご覧頂きながら、このシンポジウムの方法と達成目標をお話したいと思います。< 弁護士非行に対して、弁護士会は自治組織としてどのような責任をどこまで負うのか > という問題は、近代国家における中間団体の権能、とくに、職権の独立が制度上要請される専門職の自

治団体の権限を問うものです。弁護士会や日弁連は、いわゆる中間団体として、国法による授権がある限りで、その成員に対する規律を作り、その指導監督を行い、その加入と退出を管理し、場合によっては懲戒を行う権限を有します。が、弁護士は政治や金の力から自由なところで独立して執務しなければ依頼者の権利、特に人権を守ることは困難です。弁護士の自治組織は弁護士の独立を守るためにある、といっても過言ではありません。が、その手段として、弁護士会は弁護士の独立を侵害するようにも見える懲戒や除籍という処分を行うことができます。独立を守るための非行を取り締まる、ないし指導する措置と、非行防止などを建前にその独立を侵害する措置とはどのように区別すればよいのでしょうか。

今年はこの問題を、第Ⅰ部で理論的に、Ⅱ部で比較法の観点から考察し、ともに研究したいと存じます。これも、職域拡大時代の問題状況における弁護士および弁護士会の社会的使命とその倫理をめぐる問題であります。さらに、明日の第Ⅲ部では、弁護士非行によって被害を受けた依頼者に対して補償を行うための基金について、そのニーズと根拠を先進国である米国の具体的実践に学びます。基金というと、資金拠出者を同定することが肝要ですが、それが強制加入団体である弁護士会の会員弁護士ということになると、<どうしてけしからん弁護士の非行による被害を何の落ち度もない良心的弁護士が補償しなければならないのか>という当然に出てくる疑問に答えていかねばなりません。そのための議論を進めるべきと考え、企画しました。

これらの議論を通して、弁護士自治の柱となる弁護士の独立性と弁護士会の責務について、状況の要求する精度と角度から、具体的かつ理論的に考察します。それがわが国をはじめ、欧州や米国での法曹養成過程における法曹倫理教育が強固な理論的基盤を持ち、法曹倫理が学問として自律していく契機となれば、と企図しております。

日弁連法務研究財団理事長の高橋宏志先生には以上の趣旨に賛同賜り、開会のご挨拶を頂けることになりました。

最後に、このシンポジウムの実現には多くの方々の努力の積み重ねがあり、あってはならないことですが、時には犠牲的なまでの努力がありました。とりわけ、専門的な論文や法令の翻訳と通訳、サイマルに頼んだならば本シンポジウム全体の予算の軽く2倍はかかる作業に従事して下さった石田京子、田村陽子、手賀寛、片山達、石畔重次先生の献身的努力に深謝申し上げます。また、第Ⅰ部で報告頂く、いずれも基調講演と呼んでよい優れた論文を寄せて下さった市川充、石畔重次、塚原英治、須網隆夫先生にはその学問的寄与に敬意と感謝を申し上げます。また、日本の法曹のためにと第Ⅱ部でもⅢ部でも大車輪の活躍をして頂くジャネット・ハント、フリープ・ダ・ヤーヒルッ先生に、そして彼らを推薦し、その派遣を可能にしてくれたハワイ州依頼者保護基金管理責任者とともに全米保護基金協議会長を務められたマイケル・ミヤヒラ、および欧州弁護士会評議会(CCBE)事務局長ジョナサン・ゴールドスミス両氏に、この場を借りて感謝申し上げます。

日弁連の調査室出身で不祥事対策に係る WG でご活躍された先生方との連携があっはじめて、弁護士会の指導監督権限に理論的基礎を与えるという課題は現実性と必要なサポートを与えられました。市川充、加戸茂樹、そして縁の下の力持ち、高中正彦先生に連帯と感謝を。また、大阪弁護士会のエース桑山齊先生をご紹介頂いた鳥山半六先生、そして、困ったときにいつも駆けつけてくれる畏友松本恒雄、後藤昭、長谷部恭男と須網隆夫に、いつも相談に乗ってくれる商事法務の松澤三男さんに、さらに、いろんなことができる上に、法曹倫理についての力と情熱が並外れた片山達と古田啓昌の両先生(片山先生は弁護士非行研究会の会場提供から翻訳・通訳そして特定質問までお引き受け頂き、古田先生はシンポジウムの裏方や司会、さらに授業で私の教科書を使って頂くだけでなく、その新版編纂まで手伝ってくださっています)にハイタッチを。どんなに忙しくてもしっかりと助けてくれる、事務局長の矢野亜紀子弁護士には感謝の言葉ありません。また、いつも年度末なのに予稿集の印刷製本、無理な日程を無理矢理間に合わせてくれるあるむ社の永尾嘉章さん、今年もすみません、ありがとう。他にも、名前を挙げ出すときりがなく、失礼があってもいけないので、ここでお世話になったみなさまに衷心より感謝申し上げて、筆を措きます。